山口県規則第五十三号

年山

第一号中「厚狭郡」の下に「王喜村及び」を加える。

口県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則

(平成十八

を改正する規則山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)

(環境政策課) ………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

口

山

正する規則をここに公布する

令和五年七月十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改

〇告示

○規則

目

次

毎週火・金曜日発行

附

則

公布の日から施行する。

## この規則は、

# 山口県告示第二百八号

令和五年七月十四

る

山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供す

評価に関する事項を記載した書面は、令和五年七月十四日から同年八月四日までの間、

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

山口県知事 村 岡 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ワタキューセイモア株式会社

应

所 京都府綴喜郡井手町大字多賀一二番地の二

名 工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 称 岩国市長野一八〇五番地 ワタキューセイモア株式会社中国支店岩国新工場

三 特定施設に関する事項

種類、 構造及び使用時間間隔等

## 種 類 能 kg 回力 0 構 年予工 月 月 月 日 定手 令 和 八五、 年予工 月 月 日定成 七 令 和 八五、 年予使 月 用 日定始 七 間使用時間 隔間 連 時 り 一 り 一 日 当 用 た 時一間一 · 五 動季 の 概 要 変 変動なし 法

十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六

No. 1

排

山口県告示第二百九号

口

報

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

	7	-	721	ケ
備考			種	
一の表	六七		類	
公の備考		通	水	
は、こ	九	常	素イよ	
の表に		最	、 (水 <sub>歩</sub>	
について進	 ≀	大	指 造 数 度	汚
準用す		通	化	水
する。		علام	学 的	73.
	0	常最	酸素	等
	_	HX	mg要 /求	
	<u></u>	大	<b>ℓ</b> 量	の
		通	浮	
	八〇	常	遊	汚
		最	物(	
			mg質 ✓	染
	0	大	<u>ℓ</u> 量	
		通	窒	状
	三五	常		能
		最	mg	16K
	=======================================	大	…" ℓ <sub>素</sub>	の
		通		
	三	יעג		値
	五.	常最	燐ル	
		.,~	mg /	
	四	大	$\ell$	
		通	<b>汽</b> 水等	<b>S</b>
	五五	常	, E	-
		最	日当たりの量	1
	_ 八	大	重 (m)	

兀 汚水等の処理施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

	和	
_) L	排水処一	種
	理 施 設	類
01]程前,	製筋コン	構
とドし)世々	ンクリート	造
え ) 言 く き		能
デンラもたと	七00	田力
11目前をこう11目前をドロ目をつうくそううだとの質など、こうくそうで	過・活性炭吸着接 触酸 化・ろ	処理の方式
	連続	間使 用 時 間
	二四時間	の使用時間
	変動なし	概の変動の
	既	年 月 日
		年 月 日
	設)	年 月 日

(\_\_\_ 処理施設による処理前及ひ処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

	排 水 処			種	
	步方言		類		
i (	処理後	処理前		項 目	
	七 五: 点	九 — — — ì 〇	通常最大	水素イオン濃度	汚
	六(八		通	化学的	水
	五五	0	常最	,的酸素要	等
	1110	1110	大	/ √ 求量	
		ň	通	浮遊	の
	0	0	常最	物質	汚
	一 五	100	大	/ ℓ ℓ 量	
_	11, 000	検出せず	通常	大腸菌群数	染 状
	0	9	通	窒	1/1
	<u></u>	五五	常最	(	能
	三五	1110	大	iig / _ ( 素	0)
		三五	通常		値
		力.	最	燐ル mg	
	五五	四	大	mg / ℓ	
	"	六五〇	通常	汚水等の一日	う ( ) ( )
		<u> </u>	最	E当たりの量(m)	á - -
	"	七00	大	量 (m)	31

 $\pi$ 排出水の汚染状態の値及び排出水の量 Щ

100.1	17F		
排			
水	水		
	通	水	
	常	素イ	
七	最		排
八五		(水素指数)	
· 六 ≀ 八	大	②度	111
	通	化学	出
一 五	常	的酸	
	最	(素要	水
110	大	/ 求 ℓ 量	
	通	浮	の
_	常	遊	
0	最	物面	汚
_		mg / g f l 量	
五.	大		染
Ξ	通	大腸菌	*
000	常	                   	
Ŏ	通		状
_	. –	窒	
Ö	常		態
	最		
五五	大	<b>ℓ</b> 素	の
	通		
=	常	DIS N	値
	最	燐ッ mg	
三 五	大	$\stackrel{\ell}{e}$	
- Д.	通	扫	ŧ
		出 オ の	1 (
六 五 〇	常	_	-
0	最	当 た	á 2
	^	日当たりの量	
七00	大	n	

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ り、山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等電気設備工事の契約に係る一般 方法等について次のとおり定めた。 等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模

令和五年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

 $(\Box)$   $(\longrightarrow)$ 山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等電気設備工事 工事場所 下関市豊浦町大字小串 地内

第 421 号

工事の概要

鉄筋コンクリート造 構 二階建 造 三 五一八・一九平方メートル 延 ベ 面 積

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

°لعل 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

あること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級で 示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の○の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 共同企業体の代表者の令和五年七月十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事 (以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が九百以上であること。

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であるこ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

う。)を提出しなければならない 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の〇に規定する共

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

4 特定建設業の許可通知書の写し

3

申請書等の提出方法

第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例 以 下

申請書等の提出期間及び時間

 $(\equiv)$ 

令和五年八月二日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(四)

格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。 電子入札システムを使用して令和五年八月二十五日までに経営規模等入札参加資

四 その他

一三八三○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課(電話○八三−九三三

## 山口県告示第二百十号

競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 方法等について次のとおり定めた。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等機械設備工事の契約に係る一般 (以下「経営規模

令和五年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 山口県立豊浦総合支援学校小中学部・特別教室棟等機械設備工事
- 工事場所 下関市豊浦町大字小串 地内
- $(\Box)$ 工事の概要

鉄筋コンクリート造 二階建 造 延 べ 面		
五	_	
メ   積   ト   ル	五一八・一九平方メート	べ面

経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

第 421 号 ے عے

構成するものに限る。)とする。

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であ 示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 共同企業体の代表者の令和五年七月十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事 (以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百五十以上であること。
- 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であるこ

# 経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の円に規定する共 )を提出しなければならない。 (以下「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

山

- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状
- 申請書等の提出方法

第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山 口県条例 ( 以 下

- 申請書等の提出期間及び時間
- 令和五年八月二日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。 電子入札システムを使用して令和五年八月二十五日までに経営規模等入札参加資

几

令和五年七月十 -四日発行 日子印 発発 行行 人所 山山 口口県... <sup>宗</sup>知県

事庁

-三八三〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課 (電話〇八三-九三三



## (一三二) 建設業の許可の取消し

により、 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下 建設業の許可を取り消しました。 「法」という。)第二十九条第一項の規定

令和五年七月十四

山口県知事 村

> 圌 嗣 政

処分をした年月日 令和五年五月十八日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番

主たる営業所の所在地 号 又 は 名 称 宇部市明治町二丁目六番二五号 高野工業

代 表 者 0) 氏 名 髙野 正臣

미 山口県知事許可

(般一一)第二二二六三号

処分の内容

三

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

違反した罪により、 の規定に違反した罪及び覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の規定に 一号に該当する。 (執行猶予五年) の判決を受け、 代表者が、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号) 令和四年十月十二日に山口地方裁判所宇部支部から懲役二年六月 その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第